

税務課

問合せ：☎ 43-1117

12月27日 夜間納税窓口のお知らせ

日中、仕事などで税金を納めることができない方のため、夜間納税窓口を開設しています。

また、諸事情により納期限までに税金を納めることが困難な方のために納税相談も併せて行っていますので、お気軽にご来庁ください。

◆開設日時 12月27日(月)

17:15～19:00

※開設時間内にご都合がつかない場合は、事前にご連絡ください。

◆場所 税務課(田沢湖)、角館・西木地域センター

多重債務に関する相談も随時行っていますので、ご遠慮なく来庁またはご連絡ください。

平成22年12月28日納期限の税目は市県民税第4期、国民健康保険税第6期、後期高齢者医療保険料(普通徴収)第6期です。

また、口座振替日も納期限日と同日です。まえて残高をご確認ください。

都市整備課

問合せ：☎ 43-2295

都市計画道路見直しの説明会を開催します

市では、長期未着手の都市計画道路について、見直しを行っています。そこで、市民の皆様のご意見を伺うため、下記のとおり説明会を開催します。

ご意見、関心がある方はお越しください。

◆日時・会場

・1月12日(水) 16:00～、19:00～
角館交流センター 第1研修室

・1月13日(木) 16:00～、19:00～
田沢湖総合開発センター 農林研修室

環境保全センター

問合せ：☎ 54-3305

年末年始の ごみ・し尿の受け入れ

- ごみの搬入を12月29日(水)8時30分から12時まで受け付けします。
- し尿は12月28日(火)まで受け付けします。
- 角館・田沢湖・西木の各処分場は12月28日まで受け付けします。
- 新年は、1月4日(火)から平常どおり受け付けします。

環境防災課

問合せ：☎ 43-3308

不法投棄は法律で禁止されています ～あなたの心は痛みませんか～

みだりにごみを捨てることは法律により禁止されています。このルールを無視して、ゴミを山林、原野、道路沿いや河川沿いに捨てるモラルのない人や業者が存在します。このごみをみだりに捨てる行為が不法投棄です。ごみの不法投棄は、私たちが次世代に伝え残さなければならない自然を破壊する反社会的行為であり、絶対に許しません。

「不法投棄が与える影響」

ごみの不法投棄は、地域の景観を損なうだけでなく、その物によって地域の土壌や水質に重大な影響を与えかねません。また、不法投棄されたゴミを撤去回収し、現状を回復するには、多くの人と時間がかかります。絶対にやめましょう。

「不法投棄の罰則」

不法投棄は犯罪です。捨てたビン、缶、紙くず等のちょっとした家庭ごみであっても、この行為は不法投棄であり、犯罪行為です。厳しい処罰の対象となります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律で
5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処されます。



雪に関する相談について（お知らせ）

除雪等、雪に関するご相談がありましたら、
下記の担当にご連絡ください。

なお、相談の内容により、担当部署に電話を転送することがあります。

また、土曜、日曜、祝日等の休日は、日直が電話をお取り次ぎいたしますが、すぐに対応できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

道路除雪・流雪溝に関すること

【平日】 8:30 ~ 17:15
建設課 ☎ 43-2294

【休日・祝日】 8:30 ~ 17:15
各庁舎日直取次
・田沢湖 ☎ 43-1111
・角館 ☎ 43-3309
・西木 ☎ 43-2200

豪雪となった場合の相談窓口などの体制は、あらためてお知らせいたします。

高齢者世帯等除排雪支援に関すること

【平日】 8:30 ~ 17:15
長寿子育て課 ☎ 43-2281

雪害、その他災害等に関する緊急時

【平日】
環境防災課交通防災係
☎ 43-3308

【夜間・休日・祝日】
環境防災課 災害緊急電話
※緊急時に限ります。

☎ 080-1677-7020
☎ 080-1677-7270
☎ 090-2796-3972

企業局 業務課

問合せ：☎ 54-2388

冬期間の水道凍結防止について

冬期間は、水道管の凍結が心配されます。
天気予報などで寒くなる予報の時は、水抜き栓を操作するなどして、水道管が凍らないようご注意ください。もし凍ってしまったら、水道工事店にお問い合わせください。

なお、冬期間、積雪によりメーター検針ができない場合、概算での請求になりますのでご了承ください。

水道の漏水による料金の減免について

自宅の水道の漏水を修理したときは、水道料金が減免になります。この場合、『仙北市指定給水装置工事事業者』の指定を受けている業者が修理した場合に限り、料金の減免となりますのでご注意ください。

なお、業者の問合せ、不明な点は企業局業務課までお電話ください。